

# 第1章 計画の概要



第3次越谷市地域福祉計画の  
概要をお伝えします

## 1. 計画策定の背景

### (1) 地域福祉とは

毎日の暮らしの中で、私たち一人ひとりは様々な不安やストレスを抱えて暮らしていますが、身近な人とのつながりや支え合いにより、自分らしくいきいきと暮らすことができます。

この人と人との「つながり」「支え合う」ことが、地域福祉の考え方です。地域福祉は、一人ひとりがその人らしく日常生活を送れるよう、市、地域住民、事業者などあらゆる人、団体が協力して「生活しやすい地域社会づくり」を進めることができます。

これまで、「福祉は、一部の困っている人を助け、支えること」と考えられてきましたが、少子高齢化や核家族化などにより生活形態が多様化する中、誰もが支える立場や支えてもらう立場のどちらにもなり得る時代となっています。

そして、互いに支え合いそれぞれの問題を解決するため、「つながり」「支え合い」の仕組みをつくる計画が、地域福祉計画です。



「つながり」「支え合い」 イメージ図

### (2) 地域福祉の現状について

全国的に少子高齢化や核家族化が進む中、一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の増加を由来とする社会的孤立の問題、自治会加入率の低下など、地域のつながりの希薄化が進んでいます。

また、虐待や貧困、家庭内暴力、ひきこもり、さらに近年は、高齢の親と無職の子どもの同居世帯（いわゆる「8050 問題」）や、介護と子育ての時期を同時に迎える世帯（いわゆる「ダブルケア」）など、生活上の問題が重なり、多方面からの包括的な支援を必要とする人が増えています。

このように複雑・多様化している社会問題や生活上の諸課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いただけでも難しくなっています。



「8050 問題」 イメージ図



「ダブルケア」 イメージ図

## (3) 国の動向

国は、平成 28 年度に、地域共生社会の実現に向けて、「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を厚生労働省に設置しました。

地域共生社会とは、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として地域課題に主体的に取り組む仕組みをつくり、また困難を抱えた場合には解決に向けて「丸ごと」の包括的な総合相談支援の体制整備を進めていくものです。平成 30 年 4 月には、地域福祉計画策定の努力義務化や、福祉分野の共通事項を記載する「上位計画」としての位置づけを示した改正社会福祉法が施行されました。

さらに、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法により、市町村における包括的支援体制の整備の在り方として、「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の 3 つの支援を一体的に行う「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

## (4) 計画策定の経緯

本市では、平成 20 年 3 月に「越谷市地域福祉計画」、平成 25 年 3 月に「第 2 次越谷市地域福祉計画」(以下「第 2 次計画」という。) を策定し、「越谷市福祉憲章」の理念のもと、市民と行政との協働による福祉のまちづくりを進めてきました。

また、平成 27 年 4 月には中核市に移行し、福祉や環境、保健衛生分野の事務と許可・認可の権限が埼玉県から本市へ移り、福祉分野では、身体障害者手帳における交付までの期間短縮や、保育所や特別養護老人ホーム等の設置の認可、事業所の指定の権限を市が行うことにより、よりきめ細かな市民サービスを提供できるようになりました。

この間、少子高齢化や核家族化が進行し、また市民の生活や価値観、福祉ニーズの多様化・複雑化が進むなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変化しています。

さらに、頻発する災害や事故・事件等に対する地域での対応、引きこもり、自殺対策、虐待等の予防、再犯防止など、地域が抱える課題はより大きくなっている状況といえます。

このように、地域や地域住民が抱える生活課題に対応するため、地域住民や関係機関、団体、行政等が一体となって課題解決へ取り組むことが求められることから、本市の地域福祉のさらなる推進に向けて、「第 3 次越谷市地域福祉計画」(以下「第 3 次計画」という。) を策定しました。

## (5) 地域福祉の推進に向けて

社会福祉法第4条では、地域福祉の推進について「地域住民が相互に人権と個性を尊重し合いながら、参加・共生する地域社会の実現を目指す」としており、地域住民の主体性を原則としています。

また、地域住民、社会福祉事業の経営者、社会福祉の活動者の3者が相互に協力して地域福祉を推進することとしています。

地域福祉の推進は、地域福祉の関係者がそれぞれの役割を果しながら、連携・協力することによりはじめて可能となることから、「住民一人ひとりの主体的な活動（自助）」「近所の助け合いやボランティア活動等による住民同士の支え合い（互助）」「介護保険などの制度化された相互扶助による助け合い（共助）」「行政の責任による公的支援（公助）」の役割を果たすことにより、日常生活の課題を解決していくこうとする取り組みです。

「自助」「互助」「共助」「公助」 イメージ図



## 2. 計画策定について

### (1) 法律上の位置づけ

第3次計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」です。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度利用促進基本計画）」、再犯防止の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」、生活困窮者自立支援法と平成26年3月27日（社援0327発第13号）厚生労働省社会援護局通知に基づく「生活困窮者自立支援方策」を包含するものとして策定します。

#### ■社会福祉法 一部抜粋

##### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

#### ■成年後見制度の利用の促進に関する法律 一部抜粋

##### 第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第12条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
  - 二 成年後見制度の利用の促進に対し、政府が総合的かつ計画的に講すべき施策
  - 三 第二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

## ■再犯防止の推進に関する法律 一部抜粋

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

## ■生活困窮者自立支援制度関連文書

(平成26年3月27日社援0327発第13号 厚生労働省社会・援護局長通知から抜粋)

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について

～略～ この新たな生活困窮者自立支援制度は、地域福祉を拡充し、まちづくりを進めていく上でも重要な施策であることから、市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の中に位置づけて計画的に取り組むことが効果的であり、今般、その盛り込むべき具体的な事項について、別添のとおり「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（以下「生活困窮者自立支援方策」という。）を定めたので通知する。

（別添）生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画に盛り込む事項

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項

## ●(2)策定において重視した点

### ①地域共生社会の実現に向けた方向性を示す計画

地域共生社会の実現に向け、「地域における住民主体の課題解決力の強化」と「包括的な相談支援体制の構築」の方向性を示すことを目指しました。

また高齢者を対象とした包括的支援体制として、先行して取り組んでいる地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを踏まえて策定しました。

### ②市民と行政が手を取り合って実行していく計画

地域福祉の推進のためには、行政による福祉サービスの充実だけでなく、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として進めていくことが重要です。一人ひとりの地域福祉に対する「我が事」の意識の醸成を図るとともに、行政の縦割りをなくし、支援が必要な方への「丸ごと」の支援が求められていることから、市と地域住民等の役割分担を示すことを目指しました。

### ③市民にとって分かりやすく、実効性の高い計画

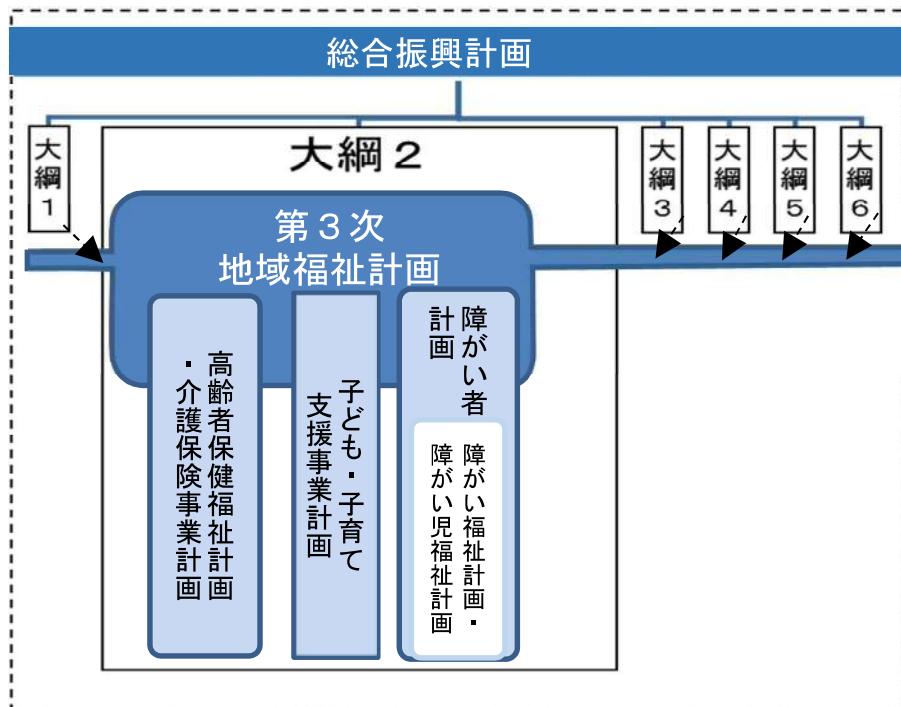
計画書の記載は、市民にとって分かりやすい表現にするとともに、重点的に取り組む施策を策定するなど、市民と地域、行政等が課題や目標を共有できる分かりやすいものとしました。

また、計画の着実な推進を図るため、施策に可能な限り分かりやすい指標（目標値）を設定し、施策の進捗状況の管理に努めます。

### (3)他の福祉計画等との関係性

第3次計画は、市の最高規範である自治基本条例や、市の最上位計画である総合振興計画に基づき、その基本理念や将来象、施策等を十分に踏まえ策定しました。また、福祉関連分野における上位計画として、各関連計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画、障がい者計画等）を横断的につないでいます。

「他の福祉計画等との関係性」 イメージ図



※総合振興計画の大綱2は、福祉・保健・医療・子育てに関する内容が記載されています。

## (4) 越谷市地域福祉計画と越谷市地域福祉活動計画との関係性

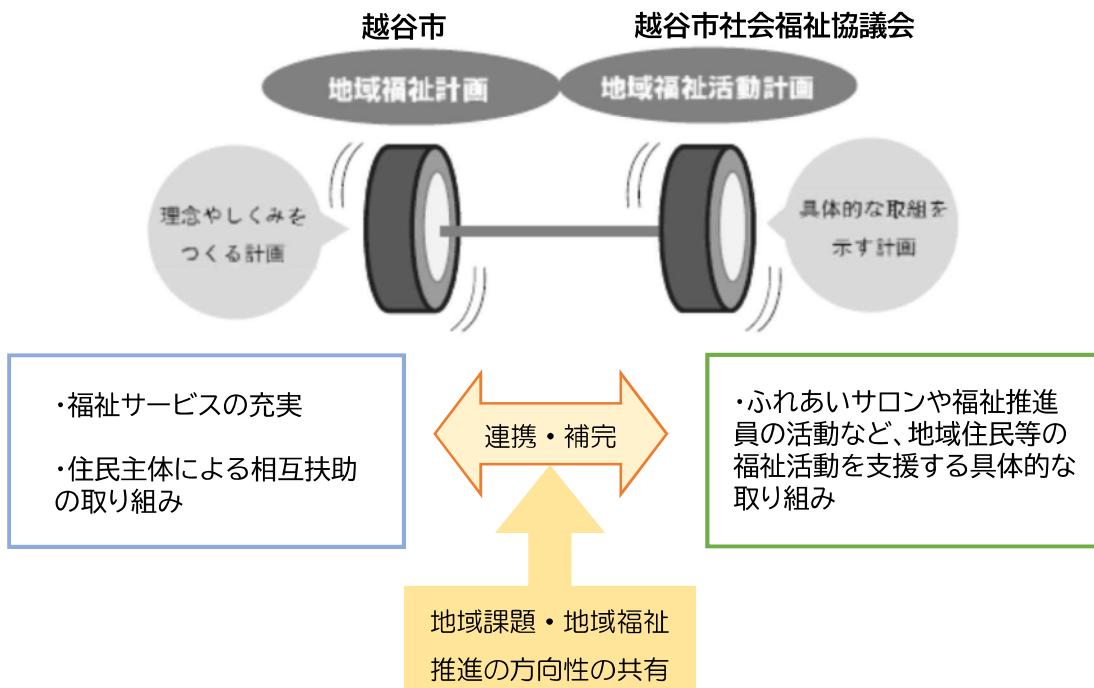
市町村が策定する「地域福祉計画」は、行政による福祉サービスのさらなる充実と、住民主体による相互扶助の取り組みを計画化するものです。

これに対し「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域福祉の推進に向け、ふれあいサロンなど、地域住民等の福祉活動を支援する様々な取り組みを計画化するものです。

この2つの計画は、「地域福祉の推進」という同一の目的で策定する計画であることから、両計画を共通の理念や施策方針のもとに策定し、相互に補完しながら推進することが望ましいとしています。

具体的には、理念や仕組みをつくりサービスを実施していく市と、地域住民等の福祉活動を支援することで、市のサービスの隙間を埋めていく社会福祉協議会が、相互に連携・補完していく関係を目指します。

「越谷市地域福祉計画と越谷市地域福祉活動計画との関係性」 イメージ図



### 「社会福祉協議会とは」

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条・110条に基づき、市町村・都道府県に設置されている「地域福祉の推進」を目的とした福祉団体です。

越谷市社会福祉協議会では、地域ボランティアや福祉・保健・医療の関係者との協力により、様々な福祉事業を展開しています。

特に、市内で地域住民を主体として100カ所を超える数の「ふれあいサロン」が運営されたり、地域の見守りサポーターとして活躍している約600人の福祉推進員を養成するなど、地域福祉推進の要として重要な役割を担っています。



子育て世帯を対象とした  
「ふれあいサロン」の様子

### 3. 計画の期間

第3次計画は、令和3年度から令和7年度までの5カ年の計画として策定します。

※ 国や埼玉県、本市の動向及び社会経済情勢や福祉環境等の変化により必要となった場合に見直しを行います。

「第3次越谷市地域福祉計画及び関連計画の計画期間」 イメージ図



## 4. 計画の策定体制

第3次計画は、次のような過程を経て策定を行いました。

### 市民・団体アンケート調査

市民：1341 票回収  
福祉関連団体：510 票回収

### 地区版福祉 SOS ゲーム

(各地区で実施)  
※概要は 16 ページ参照

### 合同団体ヒアリング

(2 回開催・9 団体が参加)  
※概要は 17 ページ参照

### 審議会(社会福祉審議会地域福祉専門分科会)

(分科会6回、全体会4回実施)

### 庁内検討組織(検討委員会・作業部会)

(検討委員会 6 回、作業部会 6 回実施)

### パブリックコメント

(パブリックコメント〇件)

## ①市民・団体アンケート調査

計画づくりの基礎資料を得ることを目的に、令和元年6月にアンケート調査を実施しました。(内容は、第2章をご覧ください)

調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
20 歳以上の市民 (地区別・年代別・男女別に無作為抽出)	2,940 票	1,341 票	45.6%
市内の福祉関連団体	700 票	510 票	72.9%

## ②審議会(社会福祉審議会地域福祉専門分科会)

中核市として設置している「社会福祉審議会地域福祉専門分科会」(社会福祉事業や地域福祉活動の関係者、地域福祉に関する学識経験者、公募の市民で構成)による審議を行いました。

## ③庁内検討組織(検討委員会・作業部会)

庁内組織として、関係各部課長で構成する検討委員会、関係各課所の副課長等で構成する作業部会を設置し、計画書原案の検討を行いました。

## ④パブリックコメント

市民の意見を反映させるために令和2年11月2日～令和2年12月3日の期間において、パブリックコメントを実施しました。